

1 開催日 平成 24 年 6 月 27 日 (水)

2 委員長開会宣言

3 議事

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 市教委第 19 号 高知市立学校教員の交通違反に係る措置について
- 日程第 3 市教委第 20 号 平成 24 年度教育委員会事務の点検・評価について
- 日程第 4 市教委第 21 号 高知市就学援助規則の一部改正について
- 日程第 5 市教委第 22 号 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第 6 市教委第 22 号の 1 委員長の選任について
- 日程第 7 市教委第 22 号の 2 委員長職務代理者の指定について
- 日程第 8 市教委第 22 号の 3 議席の決定について

4 報告

- ・第 434 回市議会定例会に提案した予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について
- ・平成24年 6 月市議会個人質問概要について (教育委員会関係)
- ・平成25年度学校給食調理業務の新規民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について
- ・学校給食費の未納対策について
- ・平成24年度学校防災の全体構想について

閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	教育政策課教育企画監	野 村 能 教
	学校教育課長	土 居 英 一
	教育環境支援課長	西 村 浩 代
	人権・こども支援課長	岡 野 晃 之
	市民図書館副館長	岩 原 圭 祐
	管理担当係長事務取扱	宮 田 小 町
	教育政策課総務担当係長	森 尾 美 舗
教育政策課主査		

1 平成 24 年 6 月 27 日（水） 午前 9 時 00 分～午前 10 時 47 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午前 9 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1096 回高知市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

日程第 2 市教委第 19 号「高知市立学校教員の交通違反に係る措置について」を議題とします。

この案件は、人事議案のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

（この案件は、高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定に基づき秘密会とし、同規則第 13 条第 4 項の規定に基づき会議録に記載しない。）

門田委員長

それでは秘密会を解きます。

では日程第 3 市教委第 20 号「平成 24 年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

教育政策課長

「平成 24 年度教育委員会事務の点検・評価について」ご提案をさせていただきます。

まず、経過から申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、平成 20 年度より、教育委員会は所管する事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成の上、議会に提出し、公表することが義務付けられております。

高知市での点検・評価の取り組みは、今年度で 5 年目となります。なお、この点検・評価につきましては、対象年度の事業について、計画、実施、評価、見直しの点検サイクルを行う訳でございますが、教育委員会といたしましては、改善点を翌年度の施策に反映させるため、当年度の事務の管理遂行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を平成 21 年度より 12 月議会に提出の上、常任委員会で説明をさせていただき取扱いとしております。

このため対象事業につきましては、継続性のある事業について点検・評価を行うこととしております。今年度の対象事業については、1、平成 20 年度から継続しております「学力向上対策」、2、新規事業として「小中連携教育の推進」、3、これも新規ですが、「教職員の研修体系の再構築」、そして 4 は 23 年度から継続しておりますものの名称を変更いたしまして、「放課後子どもプランの推進」の 4 事業ということで考えております。

個々の説明いたしますが、まず、学力向上対策につきましては、これまでの取り組みにおきまして小学生の学力は全国平均レベルを達成し、中学生は全国との差が年々縮小しつつあるという成果が明らかになっております。そのため、これまでの学力対策を土台といたしまして、今年度からの 3 年間

を学力対策第二ステージとし、小学校では全国トップレベルに、中学校では全国平均レベルを目標として、学力対策に取り組みます。

特に課題としては、中学生の学力状況を全国水準に引き上げることができておりませんことから、事業の見直しと、質的向上に取り組む予定でございます。

次に、2点目の「小中連携教育の推進」でございます。中1ギャップといわれます中学校入学後の不登校の増加や学力が低下する状況を防ぐために、校区の小学校と中学校が組織的に協力、指導する体制を構築する必要が生じております。そのため、小中学校の教職員が学習指導や生徒指導等について、緊密な連携を進め、一貫性のある教育活動を実践することで、児童生徒の豊かな人間性や、学ぶ力を育成することを目指すものでございます。今年度につきましては、合同研修会の開催や個人カルテの導入などを図ってまいります。

3点目は、「教職員の研修体系の再構築」についてでございます。子どもたちに豊かな学力をつけるため、教職員の資質、指導力の向上を目指した研修の充実を図り、高知市立学校教職員の職種、職務において、それぞれの資質を上げることが、学校力の向上に繋がると考えておりますので、研修体系を再構築する計画でございます。

4点目、「放課後子どもプランの推進」でございます。平成19年度に創設しました放課後子どもプランに基づき、心豊かで逞しい子どもを社会全体で育むため、放課後などに小学校の余裕教室等を活用しまして、子どもたちの安心、安全な居場所を設け、地域の方の参画を得て、勉強やスポーツ、地域との交流活動を実施するものでございます。

今年度は、昨年度の点検評価を踏まえました放課後子ども教室、小学校放課後学習室の運営に加えまして、放課後児童クラブの運営につきまして、開設時間の延長などに重点的に取り組んでいく予定でございます。

最後に、この点検・評価スケジュールについて簡単に説明させていただきます。資料の裏面をご覧ください。6月に点検・評価の実施事業を決定していただきまして、9月末までに事務局でその事業についての1次評価を行います。10月には外部の学識経験者を点検評価委員として選任し、委嘱いたしまして、ご意見をいただくこととなります。

11月には、教育委員会としての評価を決定していただきまして、12月に報告書を市議会に提出し、経済文教常任委員会で報告いたしまして、ホームページに掲載、そして市民の皆様へ公表することとなります。説明は以上でございます。

門田委員長

ただいまの件につきまして、質疑等はございませんか。

松原教育長

3点目「教職員の研修体系の再構築」というものがありますが、県費負担教職員の研修については、高知市の場合は中核市ですので、本来であれば、県費負担の教職員を研修する主体は、県教委にあるのですが、高知市の責任において高知市の教職員の研修を行うということになっています。中核市になった平成10年以降一定研修を実施してきたわけですけれども、先生方の力量をどう高めていくのかということ、もう1回体系を見直して再構築していきたいということです。

門田委員長

やはり、継続して行うべき一番の課題は、学力向上ですね。その取り組みで、1年間取り組んだ後の評価は、どうなりましたでしょうか。

学校教育課長

県市の共同の取り組みを進めているところでございます。

今年度、その1つの成果の指標となります、標準学力調査、全国学力学習状況調査を4月に実施いたしました。全国学力学習状況調査につきましては、結果が返ってくるのは、おそらく8月になるだろうと聞いておりますが、今年度はすべての学校で自主採点という形で一定のデータを集計いたしまして、結果を学校へお返ししているところです。ただ、まだ比較となる全国の数値が出ていませんの

で、実際の子どもたちの様子と点数、結果を見比べて、分析しているところでございます。

標準学力調査という、小学校5年生や中2、中1で行っている調査でございますが、こちらの結果を見てみますと、一応全国平均との比較においては、改善傾向がみられるという状況は出てきているところでございますが、ただ、初期の非常に右肩上がりの状況から、少し伸び幅というのが、頭打ちになっている現状でございます。一定予想されたことではあります。さらに学力向上対策を加速させなければならないという現状ではあると思っております。

そういう意味で第二ステージとして打ち出して、きちんと取り組みを進めていくということで、教育委員会としての課題と位置付けて進めていかなければと思っております。

西森委員

事務の点検評価事業の項目を決定するという議題で、2点お聞きしたいことがあります。

まず、学力向上対策や、過去に行ってきた学校給食や、耐震化、こういうものは、数値が全てではないと思いますが、一応数値で出すことができますので、数値上は上がった、下がったと出すことができると思います。3番の教職員の研修というのに非常に興味を持って伺ったところですが、これを評価するという話に、今後何か月後かになる訳ですが、どういう評価が想定されるのか、取りも直さず、このプランをどのように作って、どのような評価を目指して実施するのかということにリンクすると思うんですが、どう考えておられますか。

2点目ですが、先生方の資質といえば、たくさんあるかと思えます。純粹に学力のある方、あるいは指導力のある方、情熱がある方。言ってみたら、どこか1つで生徒の心に引っ掛かったら、それは多分心に残る先生になりますよね。もちろん、全部持っているパーフェクトな先生がいたらいいですけども、そういうことでもないだろうと思えます。今回は、研修体系の再構築ということで、確かに課題としては素晴らしいと思えます。ただ、今後それをどういう形で評価をしていくのだろうと、1年くらいでは多分、そんなに簡単に成果なんて目に見えて出てこないと思うし、またそれを誰が評価するだろうと思ったりもします。その辺はどんなに考えていらっしゃるでしょうか。

松原教育長

これは、要は先生方の最終的評価です。教職員を評価するにあたっては、最終的には丸ごと資質、指導力もすべて上がったということになれば一番いいですが、それはなかなか難しいです。だから、例えば授業改善などの細かいところ、例えばマネジメント力など、その時々課題があろうと思えますので、その課題を克服していくために研修を打っていく、そして、それがどういう研修で成果としてどういうことが挙げられるのかということが明らかになってくれば、一定の指導力についての部分的な評価ができていく。それを積み重ねることによって、最終的に例えば3年間やれば、4年間やれば、丸ごと教員の資質、指導力の向上に役立ったかどうかの評価されていくのではないかと思います。

例えば、初任者研修における授業改善がどう図られたかというような問題に絞って行えば、指導教員がおりますので、その先生方の指導力がどう上がっているのか細かくチェックできるようなシステムになっています。であるので、まずは体系を作って、その体系に基づいて細かく視点をあてていくのが、この問題で効果があると思えます。

西山委員

関連してですが、教職員の実際研修を受ける立場の人が、何を新たに発見したかという点を見守っていただけたらと思えます。

依岡教育次長

その資質のところへも繋がっていかなくちゃと思えますが、教育長が申しましたように、研修そのものが年次で決められている中核の法定の研修があります。それに肉付けした市独自の研修があります。その研修が教員の資質へどう繋がっているのか、まず研修のあり方について、検討、スポットを当てねばならないというところを、今回みていただいたらいいのではないかなと考えております。

おそらく研究所の方はいろんな形で悩んでおるかと思えますけれど、資質へつながっておる研修に

なっているのか、または年次を追っての職能を高めていくことへ繋がった研修になっているのか。それから、管理職であればマネジメント力を上げるための研修に繋がっているのか。まず、研修について評価をいただくということになりはしないかと思います。

門田委員長

理想を言えば、そういうところで研修を積んで何かを得て学校へ帰る。そして、その先生方が、校内の研修の中身を向上させるために、役立てていただけること。つまり、一番は学校内での日々の授業を通しての研修というか、これが充実されないと、外へ出て学んでくる個々の研修がいくら充実していても、学校の組織の中で生かされることにならないと、私は思います。

西山委員

関連してですが、やはり、研修を受けた成果をどこで表すかということだと思います。だから、一人ひとりの先生方が学級経営でどれだけ反映ができるのか。それと、授業改善というところではどうなのか、それと、保護者に対しての色々な説明責任というところではどうなのか、また教職員同士の同僚の中でどうなのかという、そういう枠組みではなかろうかと思うのです。

松原教育長

最終的にはそうでしょうね。

門田委員長

中学校で、学力について急な右肩上がりの伸びが止まりかけたということですが、それは原因としては、何だと考えておられますか。

学校教育課長

止まった訳ではないです。右肩上がりではありますが、その角度としては、一時の頃からすると、少し緩やかになっております。

やはり厳しい状態でごさいましたので、初期の段階でいくつかの施策を打ちながら家庭学習の充実を目指したことが成果として表れていると思います。そのことと、一定、実際の授業を含めた学びの質をどう高めていくかという部分でいうと、これまではどちらかというところカンフル剤的に打ち込んだことが結果として出てきたと思うが、現状としては、今後学力を高めていくうえでの基本的な部分、土台を確固たるものにしていくという意味では、直ぐに結果につながり難いところまで来たのかなとも思っております。

ある意味、学習の量を増やしたことで、結果に繋がるという段階から、一定上がって、次に土台をどう高めていくかという部分に来ているのではないかと。具体的に言えば、毎日学習している子ども達の学びをどう高めていくのかというところ、いわば本筋のところに入った一つの結果であろうかなと思います。

松原教育長

今まで学力向上は、学校に対して叱咤激励みたいな形で、何とか向上させねばならないということで、色々なことをやってきました。だけど、それが鈍ってきたということは、学校教員の指導力だけの問題ではなくて、学習の主体者である子どものやる気をどう育てていくのか、そういうことも並行して行っていく、つまり目的意識も含めたものを行っていかないと、本当の意味での学力向上にはならないのではないかと。学校が手を緩めたら、学力が下がるみたいな形ではいかんのではないかと。子どもたちが意欲を持って将来こういう人間に成りたい、こういう職業に就きたいということで一生懸命やるようなシステムにしていかなければということで、第二ステージは、先生方の指導力の向上の問題とそして子どもの志、あるいはやる気の問題、そして親などの学校を取り巻く周りの教育的な風土、この3つを、大きなキーワードとして取り組みをしていこうという形になっております。

今議会の中で、ある議員の方からは持続可能な学力向上対策とは、一体どういうことなのかという質問がありました。私が答えましたのは、いままで学力向上対策というのは、県・市共同で高知市だけで1億6千万円という金を投入して、いろんな形で学力向上策をやってきました。しかしながら、この学力向上策は恐らくある時期になったら、1億6千万円という予算が止まってしまう可能性があ

る。止まったら、学力向上対策は終わりかといえばそうでもない。だから、その時を迎えても持続可能な学力向上策をやるということになると、予算を投入しなくても、しっかりと今の学校にある財産でできるシステムに作り上げていないと、学力向上策は金がなかったらできないというものになってしまう。ということで、持続可能な学力向上対策を、第二ステージの中では構築していきたいという話をさせていただきました。

西山委員

意見ですが、その持続可能なものを実現するためには、どういうことが必要かということを考えないといけないと思いますが、もうすでに、「学習する組織」という書物なども出されておりますけれども、その中でもあるように、やはり継続的に、また自主的に学習する組織を目指さないと持続可能ってというのは実現しないだろうと思います。

西森委員

すみません、ちょっと心が熱くなったので、あまり関係ないかもしれませんが、感想を述べさせていただきます。

高知に来て、教育というものは、お金がかかるとか、お金がある人がやれると思っている人が多くないですかという印象がすごくあります。確かに県外に、例えば大学に出すときに、一定の経費は掛かると思うのですが、ただ、教育を身に付けさせるためには塾に行かせなければならないから、お母さんたちが必死になってパートをして、私立に行かせなければいけないと思っている人たちがいて、それも物凄くお金がかかることで、要はお金と教育はリンクするという考え方を持っている人って意外と多くないでしょうかということです。

私は前にも申し上げましたが、公立の教育の中で十分なことができる、と固く信じておまして、塾に行かなくても公立の教育の中で、世間からある程度認められる大学に行っている人もたくさん知っておりますし、それで将来的に社会で自分の生活が成り立っている人もたくさんいると、自分の経験を通じて思っています。

持続可能な教育という話からずれるかもしれないが、教育というのは、お金がある人が、あるいはお金を一生懸命用意して、つぎ込んで、物凄い努力で成り立つ。そういうものなのでしょうかとということを、教育に関わる方たちに自信を持って発信していただきたい。志があれば図書館にある本を読むだけで、十分なことが身に付くと私は思うのです。あれを読みこんだらどんな高校でも、大学でもおそらく受かります。

それは逆にすごい努力がいるかもしれないが、また、風土的にこのようなものがあるというとならえ方が、まず合っているかどうか分かりませんが、その風土が変わっていかないかなと思っています。

松原教育長

高知の場合は、子どもの志というより、親の志みたいなものが先行している状況があるかもしれません。だから我々としては、これまであまり重要視しなかったというか、力を入れてこなかった志の教育に力を入れていこうと考えています。そのための先進地あたりの市、町を中心に、視察に行ってもらいたいという思いも持っています。

門田委員長

やっぱり私立に行かせたいという親の思いは強いですね。公立の学校がそれほど信頼されていないのかといえば、そうでもないとは思いますが。

山本委員

2点目の小中連携の説明の中にある個人カルテは、今ほどのような形で実施されているのかお聞きしたいということと、3点目の教職員の研修ですが、全員同じように位置付けるのか、例えばもう少しこの教員にはこの方面を頑張っていただきたいとかいうことがあったり、また学校の中でどの先生を重点的に行かすようにするのか、その辺のさびわけをどう考えているのかお伺いしたいです。

学校教育課長

個人カルテのお話をいただきました。小中9年間を見据えた時に、子どもたちの学習の状況を見た

時に幾つか節になる問題がございます。例えば3年生の段階では、余りのある割り算につまづきがあるとか、5年生では小数の計算や割合の問題でつまづくといったことですが、我々がこれまでの経験則とか、色々なデータの中で、ここでつまづくであろうというところがあります。それ以上に、中学校の状況を見ていて、学力がなかなか振るわない子どもたちの原因というのは、どこかに起因するポイントがある訳で、そのことをきちんと指導者の側が把握したうえで指導に活かす、9年間の学習の状況を見守っていこうという考えのもと、ひな形を昨年作成いたしました。

すでにそれぞれの学校で行われているものがある場合もありますが、昨年統一した形を示しまして、こういう形で子どもたちの学びの状況を見守っていきましょうという働きかけをしていくところがございます。ただ、これを全ての子どもに適用するのか、例えば一定厳しい状況にある子どもに適用していくのかというのは、それぞれの学校の状況がございますので、どのような活用方法が一番有効なのかということについては、学校から情報をもらっていきたいと思っております。

やはり、子どもの状況をその時だけ見るのではなくて、それまでの学校の状況を合わせて、今何が必要なのか、もっと言えばここできちんとしないことが、どこに今後影響が出てくるのか、そういったものを見るという意味でも、この学びのカルテ作成に昨年度から取り組んでいるところでございます。

山本委員

それは、例えば小学校で作った分を中学校に渡すことになるのですか。

学校教育課長

はい、中学校で厳しい状況がある子どもというのは、小学校で課題がありますので、カルテを渡しまして、中学校の方で活かしていただくようになります。そういった中で出てきたのが、小6から中1への宿題をやりましょうということです。小学校と中学校でリンクして、卒業の時に宿題という形で出して、それを中学校へ持っていくことでスタートにしましょう、という取り組みが出てきたのも9年間を見据えてという考え方に立ってのことでございます。

松原教育長

例えば医者がカルテを作って、転院しても患者の治療が継続してできるように、子どもの住所が変わって転校しなければいけないとなったときに、そのカルテをしっかりと持って行って、その指導を継続していただくというシステムを学校でも作ったらどうかということです。

学校教育課長

研修に関してですが、研修というのは、教員は年齢層、経験、得意教科が異なりますので、一律のものを一律にするということにはなりません。年次に応じ、教科別、それから領域別のものもありますし、例えば今後とも進めていかなければならないICTに関するものに自信がないという教員がおりましたらそれに対応する研修を打ってまいります。そういった色々なメニューを揃えて、研究、研修全体の体系を作っていくわけですが、その再構築というのは、本当に必要なものがあって講座が作られており、それが必要な方のところにきちんと届いているのかというところがポイントになるかと思えます。講座を打ったものの、なかなか参加者が集まってこないといったようなことが、過去、県が行うにしろ市が行うにしろ研修の度でございますので、そういったものが効果的に位置付けられて、それが実際に必要な先生方が参加できる形ができているのかどうか、この辺りが非常に大きなところになってこようかと思っております。

西山委員

質問です。本人が研修を受けますと、実際にその成果、感想なりはどなたが聞くようになりますでしょうか。

学校教育課長

研修の終了時には、ほとんどの場合、アンケートを採ります。この研修で、どういうことを学びましたかですかとか、このことをどう生かしますかとか、場合によっては4段階評価という形で採っておりますので、それは研修担当で見させていただきますし、内容によっては、私どものところにもその資

料が回ってまいります。例えば、初任者研修が年次研の場合には、先生方がこの研修でどういうことを学んだのかとか、どういうことを日頃から悩んでいるのかということについて、その資料が回ってまいりまして、私どもも目を通しております。

西山委員

その、研修担当の方は学校教育課の方でしょうか、それとも教育研究所の方ですか。

学校教育課長

主には、教育研究所のスタッフが、常にそのアンケートを基に次の研修内容に活かしております。また、システムのことであれば、次の研修でも使えることもありますので、そのようなことに活用させていただいています。

西山委員

なるほど、ありがとうございました。

門田委員長

4つの項目で評価をしていくということですので、1年間いい成果が出たという報告が出されるように期待しています。

他に、もうご意見がないようですので、採決に移ります。

市教委は第20号「平成24年度教育委員会事務の点検・評価について」は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第20号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第4市教委第21号「高知市就学援助規則の一部改正について」、事務局の説明をお願いいたします。

人権・こども支援課長

高知市就学援助規則の一部改正について、ご説明をいたします。

改正の趣旨といたしましては、平成24年7月9日施行の住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、現行の外国人登録法が廃止されるため、それに関わり高知市就学援助規則の規定の整備、文言の整備を行うものでございます。

就学援助の制度は、経済的な理由から就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とするもので、本規則は13条からなっております。このうち、今回の住民基本台帳法の改正、および外国人登録法の廃止に伴って、現行の第1条の下線を引いている文言がなくなります。

また、学校教育法による就学の義務は、外国籍の児童生徒に及ばないため、外国籍の者については、教育委員会の許可により就学しておりますので、第1条中「外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている者（以下「外国人」という。）で」を「高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から」に、さらに「外国人で」を「教育委員会から」に改め、更に第1条に関連して、第2条第1項中「高知市教育委員会」を「教育委員会」に改めるものでございます。

門田委員長

ありがとうございました。

ただいまの件で、質疑等はございませんか。

特にないようですので、質疑は終了し採決に移ります。

市教委第21号「高知市就学援助規則の一部改正について」は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第21号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第5市教委第22号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館副館長管理担当係長事務取扱

高知市立市民図書館協議会の任期満了に伴います委員の改正でございます。

この図書館協議会については、国の図書館法に基づきまして、高知市民図書館条例の第6条で、図書館の館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館方針について、館長に対する意見を述べる機関として置かれることとなっております。また、6条の第2項に基づきまして、教育委員会が委嘱する8人以内で組織をするということとなっております。任期は2年間ということになっております。

この平成24年6月30日で2年間になるものでして、新たに平成24年7月1日から2年間の委員ということで、8ページにあります委員8名を新しく委嘱することとしてお諮りするものでございます。再任を妨げないということになっておりますので、再任の方がほとんどですが、再任と新人の率は一番右隅の備考の欄に記載しております。以上の8名の方に委嘱しこれから2年間お願いするというところでございます。

門田委員長

市民図書館協議会委員についての説明がありましたが、この件について質疑等ございませんか。

西森委員

よく委員会では女性の比率が云々と言いますでしょう。どんな委員会拝見していても、結構充て職が多いですし、また男性のこれまでの活動分野が多い印象もありますので、女性の委嘱が難しいのかなと思うのが多いようです。

図書館はどういう経過か分からないですけども、結構女性が入りやすそうかなと思っておりましたら、8人中2人、25%。もう少し上がりそうな気配はないのでしょうか。

市民図書館副館長管理担当係長事務取扱

偶然なのですが、新任されました前の方が女性でございました。また、もう一人、女性の方に代わりうるというかもしれないということもあったのですが、その方に関しては、次回という話をいただいております。そういうことで女性の比率は、次回に対応、検討していきたいと思っております。

西森委員

ありがとうございました。

松原教育長

これは全部、充て職になっているのですか。

市民図書館副館長管理担当係長事務取扱

いえ違います。充て職の関係は、RKCプロダクションの方です。

松原教育長

要綱上では充て職になってないでしょう。

市民図書館副館長管理担当係長事務取扱

なっておりません。

松原教育長

例えば学職経験者をお願いするとかできませんか。そうしたら、場合によったら女性の比率を上げることができるわけですよね。ぜひ2年後、次の回には努力してみてください。60%位になってもおかしくないですよ。

門田委員長

よろしくお願ひします。

他にございませぬか。それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 22 号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱について」は、原案の通りに決することに
ご異議ありませぬか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 22 号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第 6 市教委第 22 号の 1「委員長の選任について」を議題とします。平成 24 年 6 月
30 日をもって、私の委員長としての 1 年の任期が満了となります。よって、7 月 1 日からの委員長
職について、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項』の規定により選挙を行うこ
ととします。立候補又は指名推薦により行いますが、どなたか立候補される方はいらっしやいませぬ
か。

委員一同

————— 【立候補なし】 —————

門田委員長

立候補がないようですので、指名推薦により行います。いかがでしょうか。

松原教育長

門田委員長を委員長に推薦いたします。

門田委員長

ただ今、私を委員長に推薦するとの意見がありましたが、皆様、ご異議ありませぬでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 22 号の 1 を決し、7 月 1 日からの委員長に、私、門田
が選任されました。皆さんよろしくお願ひいたします。

引き続き、日程第 7 市教委第 22 号の 2「委員長職務代理者の指定について」、委員長の選任に伴
い、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 4 項』の規定により、委員長職務代理者を
指定いたします。引き続き、西山委員さんにお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 22 号の 2「委員長職務代理者の指定について」は、7
月 1 日からの委員長職務代理者に西山彰一委員を指定することといたします。

引き続き、日程第 8 市教委第 22 号の 3「議席の決定について」、委員長並びに委員長職務代理者
が新たに決定いたしましたので、改めて 7 月 1 日以降の議席を決定することといたします。事務局か
ら提案をお願ひします。

教育政策課長

事務局からは、「1 番 門田委員長、2 番 西山委員長職務代理者、3 番 山本委員、4 番 西森
委員、5 番 松原教育長」でご提案申し上げます。

門田委員長

ただ今の事務局案でいかがでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 22 号の 3 は、そのように決しました。

続いて報告事項です。

第 434 回市議会定例会に提案した予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

6 月 6 日の教育長専決をうけまして、第 434 回 6 月市議会定例会に提案しました議案の内容につきまして、報告させていただきます。

議会に提案しました教育委員会の議案につきましては、平成 24 年度補正予算議案 4 件でございます。平成 24 年 6 月定例市議会提出議案一覧をご覧ください。

まず、1 の高知市コミュニティスクール推進事業費です。本事業は開かれた学校づくり推進委員会の取り組みを基にして、学校、家庭、地域が一定の責任と権限を持って、学校運営に参画する学校運営協議会を設置したコミュニティスクールを目指しました調査研究を進めるものでございます。

平成 24 年度当初予算におきまして、高知県教育版アクションプランを活用いたしまして、行川小、中学校及び土佐山小、中学校の 4 校で実施することにしておりましたが、7 月に国から同様な事業の照会がありまして、財源的にも有利であり、教員の加配もありますことから、今回潮江中学校と愛宕中学校を新たに追加するとともに、財源の組み替えを行うものでございます。なお、当該事業の期間については、平成 24 年度からの 2 か年になっていることから 25 年度当初におきましても予算の計上を予定しております。

次に、2 の防災キャンプ推進事業費でございます。内容は、キャンプという体験的な活動を通して、今後必ず起きるといわれている南海地震に対して子どもたちの防災意識を高めるとともに、災害に強いまちづくりをさらに推進するために、学校を拠点とした地域防災について、地域との共同を図るものです。今回、三里小学校で、夏と冬の 2 回の実施を予定しています。なお、この事業は、国の防災キャンプ推進事業を県が受けまして、高知市に再委託するものでございます。

次に 3 実践的防災教育推進事業費でございます。内容は近い将来必ず発生すると言われている南海地震に備えて、災害を恐れるだけでなく、災害に立ち向かっていく防災力を身に付けさせるとともに、学校と地域が一体となり、災害に対して対応力ある児童の育成を目指すものでございまして、今回、大津小学校での実施を予定しております。なお、この事業は県からの委託事業であります実践的防災教育推進事業を高知市が受託するものでございます。

最後に、4 学校給食モニタリング事業費です。内容は、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食一食全体について事後検査を行うもので、今回高知市立学校におきましては、1 校での実施を予定しております。なお、この事業は、国の学校給食モニタリング事業を県が受けまして、高知市に再委託するものでございます。

門田委員長

この件について質疑等はございませんか。

山本委員

従来の開かれた学校づくり推進委員会とコミュニティスクール推進事業における学校運営協議会が、もう少し具体的にどのように違うのかが分かればありがたいですが。

教育政策課教育企画監

学校運営協議会というのは、市教委では規則を定めたくて委員の委嘱をいたします。そしてこの委員で構成される学校運営協議会のなかで、学校の基本方針、運営方針について校長の説明を受け、承認していくというところが、これまでの開かれた学校づくりとは大きな違いになるかと思えます。

松原教育長

このコミュニティスクールの場合は、私立学校で言うならば理事会みたいな形です。つまり、いままでの開かれた学校づくり推進委員会の保護者は、学校運営に対して協力するという立場で参加して

おりましたが、この学校運営協議会は、学校経営への参画、言い換えると、その学校運営協議会が学校運営をしているのだという感覚です。そういう感覚で、一歩進んだ感じ。地域の学校として地域も参画して、学校運営していこうという考え方です。そういった国の考えかたで、その研究を2年間やろうということです。私が難しく言い過ぎかなとも思いますが、そんな感じです。

色々なところに理事会などがあります。例えば公民館があれば、公民館運営協議会みたいなものがある。補導センターがあれば、補導センター運営協議会がある。要は、我々の仲間同士で全部運営するのではなくて、新しい血を入れて運営そのものを活性化させていこうということです。学校も、学校長が中心になって学校を運営しているが、新しい血を入れて活性化させていこうというのが、今の国の動きとなろうかと思えます。

そうでもしないと今の中学校の生徒指導とか色んな課題解決にそういう風な形をとっていかないとなかなか課題解決にならないということです。なので、特に中学校を中心に全国でこの取り組みが広がっています。今、中学校でどれ位でしょうか。

教育政策課教育企画監

この4月1日現在、全国1,183校。去年は789校です。

西森委員

イメージの問題ですけれども、私が子どもの頃のPTAでは中心的にいかれるお母さんとかは、先生とも意思交換がやりやすくなって、場合によっては「私からその親にちょっとバックしましょうか。」というようなこともあったように思いますが、そういった人たちに協議会へ入ってもらう感じになるのですか。

松原教育長

そういうこともあるでしょうね。

西森委員

少し話が変わりますが、これについては国からお金が下りてきたので、県へは、お金は返すのですか。市としては、組み替えたらいいのかなというイメージはあるのですが、よけいめに予算を取ったら、200,000円減りましたというようなことになるのではないのですか。県からの収入も200,000円マイナスになっていますよね。これは返さないといけないのですか。

教育政策課長補佐

当初予算で、400,000円を組んでおりまして、それに対して県費が2分の1付くということでした。それが今回の補正で、事業費を1,265,000円に増額したため、差し引き865,000円を補正しております。つまり全体の事業費の1,265,000円が全部国費に切り替わるということになり、当初400,000円の財源のうち県費の200,000円、一般財源の200,000円がともになくなったために、マイナスがそれぞれに200,000円、200,000円ついていきます。1,265,000円の歳出予算額に対して歳入として全額国費ということになっております。

西森委員

ということは、県に返さないといけないということではないのですか。

教育政策課長補佐

実際には、まだ交付されてはおりませんので、返還は生じません。

西森委員

なるほど、貰わなくてすむということですね。分かりました。

門田委員長

学校、家庭、地域がうまく関係づくりができて運営していけたらいいですね。形だけのものにならないように。やはり人が大切かと思えます。調査研究を進めてください。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは平成24年6月市議会個人質問概要について事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

6月14日に開催しました6月市議会定例会においてなされた教育委員会に関わる質問の概要について、簡単に説明をいたします。

教育委員会関係は、全部で48問です。質問の主な内容ですが、目指す学校づくりに関する質問、授業数や教員の多忙化に関する質問、学校給食に関する質問、チャレンジ塾や就学援助に関する質問、防災教育に関する質問そしてコミュニティスクール等に関する質問がございました。

今回の議会では質問議員さんの関係もありますが、学校教育に関する質問がだいぶ多く、また防災教育やコミュニティスクールについても、本議会だけではなく経済文教委員会を含めまして大変高い関心が示されておりました。教育委員会関係の質問数は48問でしたが、3月議会と比較すると半分以下となります。議会の性質もありますが、そのような数字になっております。

また、今議会では教育委員長へのご質問がありました。43番ですが、茨城県牛久市の学び合いに関する3つのポイントについて議員から紹介いただいた後、委員長に感想を求めるというものでした。なお、詳細については、のちほどご覧いただければと思います。

なお、25日の経済文教委員会におきまして、24年度の補正予算については、全会一致で承認されています。そして、今日の午後になると思いますが本会議で承認される見通しでありますことを報告いたします。

門田委員長

この件について、質疑等はございませんか。

給食費の未納について出ていましたね。我々の時は、学校から納める給食費は、100%に近い状態で納めなければならないという意識があったので、ほんとに未納の状態では置かなかったのですが、現在、未納は何百万円と溜まっていますよね。未納は未納のまま置かれてしまうのですか。

教育環境支援課長

各学校で未納が発生しているものについては、次年度以降学校から保護者に連絡して、少額でも構わないということで入金をいただいております。未納の方については請求を続けております。

門田委員長

思ったよりは、高知市の滞納の金額は少ないですか。どうですか。やっぱりゼロが一番いいでしょうけどね。

松原教育長

少ないでしょうね。200万円ちょっとあるが、規模からいったら少ない。例えば、香南市などは、1千数百万円とも聞いています。

門田委員長

県西部の方で、いまだに校長先生とか、PTAで未納分を負担しているという議会での話が出ていましたね。

依岡教育次長

須崎でしたね。

松原教育長

高知市も、10年か20年位前までは、やっぱり同じ状況でした。

門田委員長

私が学校にいたのが10年前ですから、そのころまでは未納はなかった。

松原教育長

校長先生が未納を立て替えておるような状況があったよね。

門田委員長

でも、保護者と話して、立て替えておくのということで待てば、大体返していただけましたね。

松原教育長

高校など、授業料が未納で校長先生が7万円位建て替えておるのがありましたね。

だから、結構未納というのはあったのですよね。

教育環境支援課長

この前に高知新聞社が県内を調査した結果では、香南市では、12,800,000円、佐川町は11,850,000円となっているようでして、高知市が2,550,000円ですので、規模からいいますと非常に少ない状況です。各学校が頑張ってくださっているところかと思えますし、もう一方で、就学援助の制度を説明して進めている点もありますので、そういったところでは、援助制度が十分周知をされたことによる対応になっているのかなと判断しております。

門田委員長

どの議員さんも、教育には関心を持ってくださっているということは感じております。

他にございませんか。ないようでしたら、次に移りたいと思います。

「平成25年度学校給食調理業務の新規民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について」、事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

それでは平成25年度学校給食調理業務の民間委託実施予定校について、報告させていただきます。

高知市の学校給食調理業務の民間委託については、平成21年4月から潮江東小学校での試行を開始し、民間委託の対象校となる3つの条件を満たす学校について、平成23年度から順次、本格実施となっております。本年4月時点での対象学校・施設は15学校・施設となっております。これを東西南北のブロックに分けて、平成23年度は、南ブロックの潮江東小学校、長浜小学校、横浜新町小学校、平成24年度は、北ブロックの初月小学校、泉野小学校、鏡学校給食センターで実施しております。

平成25年度については、東ブロックにおいて、学校給食調理業務の民間委託を実施したいと考えております。学校名は昭和小学校、高須小学校でございます。実施予定校の保護者の説明会については、資料にあります日程で実施いたしました。

説明会への参加者数は、昭和小学校6名、高須小学校4名となっております。説明会で出された主な意見については、業者の選定方法、食物アレルギーの対応方法、開始時期に関するものでございました。これらについては、集約しましてできる限り給食調理業務委託事業の仕様書に盛り込んでいきたいと考えております。

最後に予算についてですが、この委託業務は平成25年4月からの実施となりますので、予算案、債務負担行為決定を平成24年9月市議会定例会に提出させていただきたいと考えております。

門田委員長

この件で、質疑等ございませんか。

西森委員

最初の導入の時は、やはりいろいろ議論もあって、あえて言えば、反対という方もおいでたと思うのですが、最近の様子はいかがですか。

教育環境支援課長

本格実施を始めた昨年から同じような傾向がみられて、説明会への参加の人数は少なくなってきております。説明会のご案内の文書において、学校給食の流れと民間委託について、そしてQ&Aを付けたうえで、ご案内をいたしますので、一定ご理解をいただいていると思っております。

また、学校にもご意見をお寄せくださいと説明いたしますが、校長先生からお聞きしたところでは、特に質問の電話等の問い合わせはないとのことでした。

一番気にされているのが、食物アレルギーの子どもたちの保護者で、給食はどうなるのかというその点についてでございます。

西山委員

委託業者ですが、今も1社だけですか。メフォスさんという会社ではなかったでしょうか。

教育環境支援課長

今は2社入っております。

6施設のうち5施設までが株式会社メフォスが受託しておりまして、鏡学校給食センターについては、高知市内業者の川上食品が受託しています。

西山委員

はい、ありがとうございました。

門田委員長

他にございませんか。

山本委員

直接これとは関係ないですが、先日地元の土佐山小学校で給食を食べる機会がありました。非常においしくてよかったですのですが、ただ、地産地消で高知のものを、地場のものをということで、かなり色んな物を工夫されて使ってくれているが、それをどのように子供たちに分かっていただくかというのが、できているのでしょうか。例えば、ゆずゼリーなんかも、地元の土佐山のお酢ですよと書いてはいるのですが、それだけでした。食べる時に、全部のメニューを示すのは難しいと思うが、「今日のこの一品は、どこ産のなんとかですよ。」とか、なにか子どもたちに一つアピールできる方法が工夫できれば、例えば、食べる前に学校の先生なりが、「今日の給食のこの食材はね。」という話をした方がよいのではないのでしょうか。子どもたちには、多分食材がどこ産とかだけを言っても分からないと思うのです。何か一品、今日のメインになるものに地元の物を使っていますよというアピールができて、それから「いただきます。」という形で食べたほうが、すごく分かりやすいのではないかなと感じましたので。

教育環境支援課長

実は、地場産品を使った給食の時には、放送用資料を作りまして、給食の時に放送するよう準備してはおります。先日の土佐山小学校の試食会では、折角の機会でしたが直接のアピールが少なかったのか、と思っているところです。

今後、折角の機会を逃さないようにアピールをするということ、またその伝え方についても、研修会を通して栄養士さんに連絡していきたいと考えています。

松原教育長

校内放送で流しているのですか。

門田委員長

大体、放送が流れていますね。

学校の名前を忘れましたが、この間小学校で玉ねぎがたくさんできたので、よその2年生に食べてもらうということを、テレビで放映していました。あの放送も「どこそこの学校で作った玉ねぎで食べているよ。」ということをきちんと紹介していましたね。

西山委員

そういうことが分かれば、子どもたちももっと興味を持つのかな。

門田委員長

そうですね。

松原教育長

それは、普通は学校栄養職員あたりが、そのようなことに気を付けて原稿を書いたり、学級担任にちょっとしたチラシみたいなものを配って、これを周知してくださいということお願いしたり、などといったことが行われているのですか。

教育環境支援課長

そのようなことを毎月行っております。すべての原稿が教育環境支援課に回ってまいりますので、チェックをいたしまして、全校に配るようしております。

松原教育長

そのようなことが行われているのであれば、たまたまその時のアピール度が弱かったのですね。

教育環境支援課長

試食会が保護者の皆さんと直接お目にかかる機会だと思うので、その機を逃してしまったと思っております。反省をしております。

門田委員長

それでは次へ移ります。

学校給食費の未納対策について、事務局からの説明をお願いします。

教育環境支援課長

学校給食費の未納対策についてご報告をいたします。

4月の定例教育委員会で説明いたしました、子ども手当で、児童手当からの学校給食費の支払いへの充当についてでございます。1件申し出がございましたので、6月支払い分の手当から充当させていただきます。

平成23年度末の徴収困難者数は85名でございます。申し出のありました1名以外について他校にも確認を取りましたが、現状では充当は難しいということで申し出がなかった、との報告を受けております。教育環境支援課としましては、今後も引き続きこの手当からの充当制度や就学援助制度の説明を行いまして、保護者理解のもと未納額の解消に努めてまいりたいと考えております。

このケースにつきまして、少し学校に確認をしました。このご家庭は本年4月より就学援助の認定になっているようですが、その前の昨年度の分が、この手当で支払いができたと聞いておりますので、就学援助の認定に結びつくまでの厳しい状況のところ、手当で解消できるものがあるのではないかと捉えております。

また、学校給食費納入確約書の提出状況についてでございますが、5月末の提出率は、94.6%となっております。未提出の理由は、研究所通所、長期欠席、弁当持参、就学援助家庭、生活保護家庭といったものの外に、保護者からの聞き取りをしたものとしては、支払うので出さない、一応出さない、不愉快という声を伺っております。

6月市議会においても質問をいただいたところですが、確約書の提出については、給食費の支払いにおいて、保護者としての責任感や規範意識を高めることを目的として、今後文書での対応も検討しながら提出を求めていきたいと考えております。報告は以上でございます。

門田委員長

今後ともよろしくをお願いします。

松原教育長

80何名もの未納者のいる中で、今回子ども手当を充当させたのは1名。その辺りがどうも合点がいかないのですが。なぜそのように少ないのでしょうか。

教育環境支援課長

少し詳しいことを学校に聞きましたら、児童手当からの充当に順位性がありまして、まずは保育料が一番に充当になります。85名全員に確認したわけではないですが、下に保育園に通っている子どもさんがいるとか、それから保育園の時に未納が発生している方の場合には、保育料を充当した後の残金で給食費ということになります。そのような事情のために、申し出がなかったと考えております。

西森委員

弁当持参ということですが、アレルギーとか以外で、独自の考えで弁当を持たせるお母さんもいらっしゃるのですか。

教育環境支援課長

全校のなかでは、2、3名程度いると認識しております。

松原教育長

提出者が1名ということは、要するに学校給食の支払いの順位性が低いということになるのですね。

教育環境支援課長

他にも支払わなければならない大変厳しい状況の中で、保育料を滞納している方もいます。

松原教育長

そういう人もいるのですが、85名もいて、1名とは、10名位はいそうな感じがするのですが。

教育環境支援課長

1名の申し出があったということだったので、学校に保護者とどのように関わったかお聞きしました。まず、この学校は新年度家庭訪問の時期に合わせて、各担任に前年度の未納について事務方から説明をしております。家庭訪問した時に、担任から前年度分の給食費未納分の支払いについてご協力のお願いと就学援助制度についての紹介をしております。その後、就学援助の申請が出された後も、やり取りを続け、過年度分の給食費の請求を重ねて行ったうえで、支払できないことが確認されました。そこで、「手当からの充当という制度があります。」とお伝えするという2段階で説明をしますと、保護者の方から「それではよろしく申し上げます。」ということで申出書が出てきたと聞いております。

やはり、家庭訪問の時に担任の先生が、直接1対1でお話をさせていただき、就学援助制度も紹介するとともに、児童手当からの充当制度について、事務職員も交えながら説明をすることで理解をいただいて申し出があったと聞いております。他校についても、今回の事例を紹介しながら、引き続き取り組んでいただくようお願いしていきたいと考えております。

西森委員

非常に効果的な方法があったということでお聞きした半面、今のシステム上は、やはり担任の先生しかこのような取り組みができないのでしょうか。というのは、やはり先生が取り立てをするというのは本来のお仕事ではないですので、多分すごく重い気持ちで行かれたらと思うし、仮にこの件が他の学校とかに紹介されて、来年からは君たちもそうしてねと言われたら、とても気が重いと思います。

裏を返せば、それが情報として、親御さんの方に流れていった時に、親によっては家庭訪問自体を拒むような家が出てきはしないかとも思ってしまいます。担任の先生以外が、膝を詰めてお話しすることができないものかという気もしますが、いかがなものでしょうか。

松原教育長

他県はどうなっているのですか。学級担任が請求したりする形になっているのか、例えば教育委員会がやるような形になっているのか、教育委員会がアルバイトなどを雇って行うようになっているのか。

教育環境支援課長

現状で、私どもが認識しております範囲では、学校でまずお願いしているところが多いと捉えております。保護者との人間関係が一番近いのは担任の先生ですので、そういったところからお話をしているというところがございます。

門田委員長

できればやりたくないことですね。

西森委員

デリケートですよ。よほど人間関係ができていたらいいのでしょうか。

松原教育長

学級担任がやっているから、徴収率が意外と高いというところで収まっているということだろうね。

教育環境支援課長

やはり色々な支払いが滞ってきますと、給食費に限らず、学級費も係わってきますので、一番担任の先生が子どもの状況が分かっております。そこで、「就学援助制度というものがありますよ。」というお話ができ、そして、未納の心配なく学校に通わせることができるようになる。というところでは、担任の先生から保護者にお話しできるのが一番良いのではないかと思います。

そのうえで、就学援助制度を受ける前の滞っている部分について、この児童手当からの充当という制度があるということをお話するのが、担任の先生からなのか、管理職なのか、教育委員会なのか

ということは、検討してまいりたいと考えております。

松原教育長

校長会などでも、そういうことが問題になったことがありましたよね。

依岡教育次長

10年弱位前になるのでしょうか、そのようなことが一時期ございました。学校での未収滞納を請求するのは限界だから上げていかねばならないだろうと、校長会で話題になった時はあったと思います。

話はずれますが、未収については、香美市で裁判になったことがございました。2年ほど前。その後どうなったか分かりませんが、集金の関係につきましては、今もお話がありましたように、難しい問題であります。

門田委員長

年度初めに、担任の先生からそのような話を聞いたらショックを受けるかもしれませんね。

教育政策課教育企画監

私はこの4月までの3年間、潮江小におりましたので、いわゆる給食費の未納については、一番関係があるように感じております。そこでは、担任だけに任せておるのではなくて、事務職が係わり、また最終的には、校長名で納付を促す文書を出しております。先程ご説明されたように、なんらかの話の時に担任の先生がお金を取るだけだとなかなか難しいと思います。なので、事務職が数値を、校長名で文書を出すようしているのではないかと考えております。

門田委員長

溜まるとものすごくしんどくなるので、早め早めに催促してやるのも大事なことだと思いますね。

西森委員

大変ですよ。

門田委員長

この件につきましては、よろしいでしょうか。

松原教育長

今後の検討課題ですね。

門田委員長

そうですね。

それでは、平成24年度学校防災の全体構想について、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課教育企画監

今年度の学校防災の全体構想について説明させていただきます。

まず、防災教育の充実ということで、5点考えております。まず、災害時対応力の充実という項目を設けています。これは、各学校で複数回、避難訓練を予定しております。年度初めの避難訓練については、すでに高知市立学校において実施しております。また、2学期当初に県の南海地震対策推進週間の訓練がございます。今年は、9月1日防災の日が土曜日で、その後9月3日が始業式になるかと思っておりますので、この期間に実施訓練をするようになるだろうと思っております。

それから、さまざまな想定下での訓練が必要だということで、避難訓練や起震車の体験授業も予定されております。これは小学校が対象になっております。そして、学校で子どもたちが心肺蘇生、AEDの講習会を受けることで、災害時の対応力を身に付けるようにしていきたいと考えております。

なお、心肺蘇生法、AEDの講習会については、既に中学校では、多くの学校が生徒対象に、消防局や日赤、海上保安庁の方に協力いただいて実施しておりますので、今後は、小学校の高学年を対象とした実施に向けて計画を進めていきたいと考えております。

それから、2つ目に学校防災マニュアルの整備を挙げております。昨年度、防災教育推進委員会を立ち上げまして、そこで作成したマニュアルが3月末に完成し、4月に各学校に配布いたしました。

現在、各学校で、独自の防災マニュアルを整備していただいているところですが、現在のところ6割という状況なので、1月末までにその整備が完了するように学校に周知をしてまいります。なお、

この件につきましては、それぞれ避難訓練等の実施によって改善点がある場合には、その都度修正して、全教職員で共通理解を図っていくことが必要だと考えております。

それから、3点目に防災カリキュラムの作成です。昨年度に引き続きまして、防災教育推進委員会を立ち上げまして、今年度は子供たちの発達段階、例えば低学年、中学年、高学年、中学生に応じて、学習する防災教育のカリキュラムにつきまして、すでにワーキンググループも設置し、検討を進めております。これについては、何とか年内に完成して、各学校に配布したいと考えております。

4点目に、地域の防災拠点としての学校づくり。先程6月議会の予算のところの説明いたしました三里小で行います防災キャンプ推進事業、それから大津小で行います実践的防災教育推進事業の2事業。そのほかに、春野東小学校が学校防災アドバイザー派遣事業を計画しております。これは、学校に講師を招聘して、避難訓練を実際見て、アドバイスをいただいたり、防災に関する講演会を行う事業を計画しております。また、市の単独事業といたしまして、6つの中学校を指定し、高知市防災教育推進準備指定事業を開始するようにしております。これまでは、学校教育が主体となって防災教育に取り組んでおりましたが、今後は、学校が、家庭、地域と連携した取り組みが必要となるということで、6つの中学校を指定して開始するようにいたしました。

実は、6校の1つである南海中学校で、6月24日に防災フェアが開催され、かなり多くの保護者、地域住民の方も参加されています。これについては、学校、そして南海中学校区に組織されている防災組織、市の防災対策部、大学、県警、自衛隊、海上保安部の協力などを得て開催したという報告を聞いております。このような形で、地域の防災拠点としての学校づくりを進めていきたいと考えております。

5点目は学校防災リーダーの育成でございます。今年度からそれぞれの学校で、防災教育の中核となって推進するために、防災教育推進教員を置いております。管理職はもちろん、防災教育推進教員が各学校での防災マニュアル見直しであるとか、避難訓練の実実施計画などに携わるようになり、防災教育推進に大変効果があると考えております。そのために、教育研究所が開催する研修会、また県教委や市防災対策部が開催する防災人づくり塾といった研修に参加することによって、学校防災リーダーの育成を図ってまいります。

次に、学校施設の耐震化計画ですが、耐震化工事の完了年度を平成37年度から平成30年度に前倒しをして、計画を進めています。現在の高知市立小中、養護学校の施設の耐震化状況につきましては、全220棟の中で耐震性確保済みが143棟65%、要耐震化が77棟35%になっております。

次に、学校施設内の避難経路の確保ということで、今議会でも議員さんから質問いただきましたが、学校内にあるテレビや書架などの転落防止策を講じる必要があります、また廊下に本棚やロッカー類があることから避難路の確保が必要であるということで、学校施設内の避難経路の確保に努めていきたいと思っております。それから、学校における防災備品、学校外への避難経路の整備については、学校の意向状況、整備状況を調査したうえで、関係部局との調整をしていきたいと考えております。説明は以上でございます。

門田委員長

ありがとうございました。ただいまの件について、質疑等ございますか。

西森委員

学校防災マニュアルの整備の件について伺います。学校の全教職員が共有されると聞きましたが、家庭にはどのような形で伝えられるのですか。

教育政策課教育企画監

今後、学校は9月まで独自のマニュアルを作成してまいります。その中には、授業中の避難についてだけではなく、例えば登校前、放課後、児童クラブにおける避難についても載せております。児童クラブには、児童クラブ独自のものがあるようですので、それぞれできあがっていけば、保護者の方にも学校の考え方を説明をしていく必要があります。また、緊急の場合の連絡カードみたいなものもマニュアルに載せておりますので、それを学校に配布して、地震の警報があった場合の、例えば預か

りであるとか、お迎えのことだとかも確認することになるかとも考えております。マニュアルが完成した時点で、またその過程の中で周知する、また説明する機会を設けていくということになるかと思えます。

西森委員

ほんとに、手順がいろいろあると思います。私たち保護者は、今こうしている間も何かあった時に、子どもたちはどのように先生方がとっさの対応をしてくださるのだろうと、常に頭にありますので、出せるような段階だったら、随時に、少しずつでも内容を教えていただいたら嬉しいなと思いました。

松原教育長

防災教育について、私学はどうなりますか。拠点校としての指定は対象外としても、例えば先生方の研修や何とかいうものは、案内を配るとかする予定があるのですか。参考までに言うと、前に開催した片田先生の講演会なんかは、私学も、高校も含めて高知市内にある学校には案内を出してもらったりもした。やはり、防災教育とか、防災対策とかいうのは、私学とか、国立とかも含めて、高知市内すべての防災対策をするわけだから、来る、来ないは別にして、そういうことを発信していくことは大事ではないかと思うのだが、いかがですか。

教育政策課教育企画監

予定されている研修会の中で、研修所の主催する市立学校長研修会、8月10日の防災関連研修会については、市立学校を対象としておりますので、私学には今のところ案内することは考えておりません。それから県の主催のものも公立の小中学校ということで、私学が対象になっているとは聞いておりません。8月1日の市教研の講演会については私学の方も参加できようかと思われます。それから、防災人づくりについては、これは高知市民対象ですので、公立私学に関係なく市民の方であれば参加できるかと思えます。

松原教育長

例えば潮江小学校なども、避難場所を土佐中高等学校にしているということもあるので、私学を含めて、防災の問題は色々な形で一緒になってやらなければならない課題であると思います。できれば、あまり限定せずに、機会として、公にしていってほしいと思います。そこから辺りも、市教研の会長にも話をしながら、案内だけでも出すというようにしたらどうだろう。

門田委員長

私は子どもたちが学校にいる時に地震が起きた場合には、ほとんどの場合学校が安全だと思っているのですが、いると危ないという学校は沢山あるのでしょうか。避難ビルに指定されている学校は、大丈夫ですよ。外に出ていく必要はないですよ。それから津波の心配のない学校は、出ていく必要はないですよ。

松原教育長

例えば、昨日、一昨日の想定の中で、市役所までの津波到達の時間が147分あるということであれば、例えば潮江地区の学校辺りでいうと、潮江中学校は学校にいて十分安全が確保できるかもしれないけれども、津波が来て浸水する日が長く続くということを考えていけば、何百人の子どもが屋上におるよりも、地に足がついた例えば筆山に逃げて、そこでトイレの問題なども確保できるような形の方が、より安全だろうと思います。

だから学校に居ればよいという問題ではなくて、より安全なところに逃げていくということをしていかなければと思います。屋上みたいな狭い所に子どもたちが、1週間も2週間も閉じ込められてトイレが使えるかどうかわからない問題、水も危ないという問題もある訳ですから、そういうところに長いこといられるのかどうか。

門田委員長

となりますと、そのための避難路というのは、きちんと整備しないとイケませんね。

松原教育長

今作っているところです。

避難が1週間で済むか、2、3日で終わるのかよく分からないが、取り敢えず命を守ることであれば、学校で上の階に上がったらいいかもしれない。

門田委員長

そうしたら、ヘリコプターで助け出されるということになるのでしょうか。

松原教育長

高知市では、そのようなところが数多くあるのでどうなるのか。1か所や2か所じゃないでしょうね。

山本委員

保護者が、地震が起こってから学校に子どもを迎えに来た時は、このマニュアルには、「津波のおそれがある場合等、危険が伴う場合は、児童生徒等とともに保護者にも待機してもらおう。」と書いているが、どうしても帰るといふ強硬な親御さんがいた場合は、どうなるのですか。保護者の方に説明するのでしょうか。また、たまたま家が近くてという場合もありますよね。その時に、学校が安全だから、学校にいてくださいと説明しても、いやこっちに逃げますという場面も想定されると思うのです。そこで、時間を取り過ぎても全体的に大変な場合もありますよね。

松原教育長

親がどうしても連れて行くということになったら、親の意向が大事でしょうね。

学校としては、ここで避難しますからと方針としては掲げても、無理に親に対して駄目だと言いつけるのはいけないだろう。

依岡教育次長

そういうことだと思います。

マニュアルの基本的な考えとしては、釜石のケース、子どもはほとんど助かったということですが、学校を休んでいた子どもと、途中で親と一緒にになったのでしたか、そのようなケースで5人くらいの子どもの命が亡くなっております。ですからケースケースでの対応は、教育長が言われたような考え方で対応しなければと思いますが、教育委員会としての考え方は、今までだったら保護者に返すのが一番ということだった訳だが、必ずしもそれがいいかどうかということもあり、安全のため学校に留め置くというのが基本的な考え方ということで、示しているというところでございます。

松原教育長

学校の屋上なりが安全ということが、前提にないといけませんよね。保護者が連れて行ったところがより安全な場合もあるかもしれないから。

山本委員

もっと早い目に、判断しないとイケないですね。

西森委員

先程の山本委員さんの話は、すごく示唆を含んでいると思います。

その場合に、押し問答は絶対に駄目ですよ。そんなことしている暇はないですよ。

逆に、私でしたら、迎えに来たんですけど逃げる暇がないから上がらせてもらえませんかと言うと、はいどうぞと、むしろ居てもらっても構いませんよというようなことを考えていただきたいです。このベースを作ってもらったうえで、現場、現場で、とにかく一切押し問答なしで、どうぞ、どうぞですよ。

山本委員

そうしないともう間に合わないですよ。

門田委員長

どんな状況になるか、まったく想像がつかないので、その時にいかに適切な判断が、素早くできるようにすることのために。

松原教育長

一番の問題は、学校は授業時間中に起こったら、どのような対応をとるのかということが、保護者

にしっかり理解されてないと、保護者が迎えに来ている時に危険な場合がある。それで亡くなった方がいるようですね。だから、学校はこうしているので、保護者も逃げてくださいと言えだけの信頼関係がなかったら難しいですね。

門田委員長

防災教育の充実に向けて、頑張ってくださいと思います。

この件につきましては、よろしいでしょうか。

松原教育長

マニュアルについては、私学に1冊くらい送ってあげたらいいと思う。

門田委員長

よろしいでしょうか。以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 47 分

署 名

委員長

2 番委員
